

○「ひめの凜」ロゴマーク等使用規程の一部改正

新	旧
「ひめの凜」ロゴマーク等使用規程 第1条～第2条 （略） 第3条 ロゴマーク等は、次の場合に使用できるものとする。 (1) 「ひめの凜」栽培者認定制度実施要綱（以下「要綱」という。）第5条（3）の規定で別に定める「ひめの凜」プレミアムクオリティ基準及び「ひめの凜」集荷・仕分け及び販売に関するガイドラインを満たした「ひめの凜」の販売のため、米袋に使用するとき。 (2) （略） (3) （略） 第4条～第15条 （略） 附則 この規程は、令和元年9月6日から施行する。 この規程は、令和3年11月1日から施行する。 この規程は、令和4年4月1日から施行する。 この規程は、令和7年7月10日から施行する。令和6年産以前の「ひめの凜」については、なお従前の例による。 <u>この規程は、令和7年7月23日から施行する。令和6年産以前の「ひめの凜」については、なお従前の例による。</u> 別表（第3条関係） （略） 別記様式1号～5号 （略）	「ひめの凜」ロゴマーク等使用規程 第1条～第2条 （略） 第3条 ロゴマーク等は、次の場合に使用できるものとする。 (1) 「ひめの凜」栽培者認定制度実施要綱（以下「要綱」という。）第5条（3）の規定に基づく「ひめの凜」プレミアムクオリティ基準を満たした「ひめの凜」の販売のため、米袋に使用するとき。 (2) （略） (3) （略） 第4条～第15条 （略） 附則 この規程は、令和元年9月6日から施行する。 この規程は、令和3年11月1日から施行する。 この規程は、令和4年4月1日から施行する。 この規程は、令和7年7月10日から施行する。令和6年産以前の「ひめの凜」については、なお従前の例による。 <u>（追加）</u> 別表（第3条関係） （略） 別記様式1号～5号 （略）